



過剰木材在庫利用緊急対策事業助成金

①事業概要・事業者要件・申請件数上限及び対象物件

公共建築物の構造材、内装材及び外構材への木材製品の利用促進を緊急的に支援することにより、輸出できずに行き場のなくなった原木在庫の解消に貢献することを目的とする助成金が令和2年6月1日より<https://mokuzai-zaiko.jp/>ホームページで内容を公開しています。全国での事業説明会についてはこちらを参照ください。<https://mokuzai-zaiko.jp/meeting/>

■取組事業者の申請の要件

木材製品を利用する施工者

- (1) 民間事業者であって、**木材製品の利用の拡大等に意欲**を有する
- (2) 具体的計の画を有し、かつ**事業を的確に実施できる能力**を有する
- (3) 助成事業に係る**経理及びその他事務について適切な管理体制及び処理能力**を有する
- (4) 公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けていないこと
- (5) 建設業者であり、かつ申請に係る対象物件の工事を行う為の建設業許可を受けた者

* 他、法律に基づく詳細内容は、<https://mokuzai-zaiko.jp/koubo/index.php>

■申請件数の上限

取組事業者が助成事業について区分ごとに申請できる件数は、3 件以内

ただし、以下に該当する場合はこの限りではないこととします。

- ① 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律：クリーンウッド法に基づく登録
- ② 4 件目以降の申請に係る助成の対象となる木材製品の利用において J A S 材を利用する
なお、構造材の区分にあつては、構造耐力上主要な部分への一部利用を必須

申請条件 申請件数	①と②どちらの 条件も満たさない	①及び②の いずれかを満たす	①と② 両方の条件を満たす
3 件まで	○	○	○
4 件以上	×	○	○
10件以上	×	×	○

■助成事業の対象物件

助成事業の対象とすることができる建築物は、次の要件を全て満たす木材製品を利用する物件内装材のみの木材製品の利用（内装材利用面積 10 m²を超えるもの）の場合も同様

- ① 公共建築物等 *次ページ表を参照
- ② 建築主が国ではない
- ③ 本事業以外の国からの助成を受けていない
- ④ 反社会的勢力が整備し、又は所有するものでないもの。
- ⑤ 事業終了後の翌年度から起算して少なくとも5年間、助成申請時の公共建築物等の用途を継続するもの。ただし、助成対象となる公共建築物等の範囲内での用途変更の場合又はやむを得ない事情により助成申請時の用途を継続できない場合は、この限りではありません。
- ⑥ 新築、増改築又は修繕等をする助成対象の床面積（建築物の住居部分を除く。）が10m²を超えるものであること。

■助成事業の対象となる外構施設の要件

	木材製品の利用量 (1 mあたり)
塀又は柵の場合	0.04m ³ 以上
塀又は柵以外の場合	0.2m ³ 以上
一定区域において複数の外構施設を木質化する場合 全ての外構施設の木材製品の利用量	0.5m ³ 以上

建築物又は建築物の部分の用途の区分	助成対象
一戸建ての住宅	×
長屋	×
共同住宅	×
寄宿舍	×
下宿	×
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	○ (※) 住居部分は 除く
幼稚園	○
義務教育学校	○
中学校、高等学校又は中等教育学校	○
特別支援学校	○
大学又は高等専門学校	○
専修学校	○
各種学校	○
幼保連携型認定こども園	○
図書館その他これらに類するもの	○
博物館その他これらに類するもの	○
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	×
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	○
保育所その他これらに類するもの	○
助産所	○
児童福祉施設等	○
公衆浴場（個室付き浴場業に係る公衆浴場を除く。）	○ (※)
診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	○
診察所（患者の収容施設のないものに限る。）	○

建築物又は建築物の部分の用途の区分	助成対象
病院	○
巡査派出所	○ (※)
公衆電話所	○ (※)
郵便法の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	○ (※)
地方公共団体の支庁又は支所	○ (※)
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	○
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	○ (※)
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	○ (※)
工場（自動車修理工場を除く。）	○ (※)
自動車修理工場	○ (※)
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	○ (※)
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	○
体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	○
麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票発売所、場外車券売り場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの	×
ホテル又は旅館	○ (※)
自動車教習所	○
畜舎	×
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	×
日用品の販売を主たる目的とする店舗	○ (※)
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）	○ (※)
飲食店（事項に掲げるものを除く。）	○ (※)
食堂又は喫茶店	○ (※)

建築物又は建築物の部分の用途の区分	助成対象
<p>●理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>●洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>作業場の床面積の合計が50㎡以内（原動機を使用する場合は、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>●自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの</p> <p>作業場の床面積の合計が50㎡以内（原動機を使用する場合は、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>●学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p>	○（※）
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	○（※）
物品販売を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	○（※）
事務所	○（※）
映画スタジオ又はテレビスタジオ	×
自動車車庫	○（※）
倉庫業を営む倉庫	○（※）
倉庫業を営まない倉庫	○（※）
劇場、映画館又は演劇場	×
観覧場	×
公会堂又は集会場	○
展示場	○（※）
料理店	×
キャバレー、カフェ、ナイトクラブ又はBAR	×
ダンスホール	×
個室付き浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品を目的とする店舗その他これらに類するもの	×

建築物又は建築物の部分の用途の区分	助成対象
卸売市場	○ (※)
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	○ (※)
その他	○

外構材については、上記公共建築物等に付帯して設置される工作物及び公園・道路など、公共の用に供する場所に設置される工作物に使用されるものとする

(※) 地方自治体または指定公共機関が整備する場合に限る